

財 政 運 営 指 針

～将来にわたり持続可能な健全財政を目指して～

令和 8 年 1 0 月

高 松 市

目 次

	頁
1 国の財政運営戦略と地方財政の課題 -----	1
2 本市財政の現状と課題 -----	2
3 中期財政収支見通し -----	3
4 財政運営指針の策定 -----	4
5 基本方針 -----	4
6 重点的に実施すべき具体的方策 -----	5
7 財政健全化の取組と統一的な基準による財務書類等の整備・活用 -----	9

別紙

1 国の財政運営戦略と地方財政の課題

令和8年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2026」（骨太方針2026）では、我が国の潜在成長率が長年にわたる「未来への投資不足」により主要先進国と比べて低迷し、新たな成長型経済への本格的な移行は道半ばである。また、主要先進国では官民が連携し大規模かつ長期的な財政支出を伴う産業政策が大きな潮流となっており、我が国も、こうした時代の変化を踏まえた国家運営が求められているとしている。

この課題に対し、世界的な産業政策の大競争に対応すべく「責任ある積極財政」の下で「危機管理投資」や「成長投資」を大胆に推進し、中長期的な成長力強化につなげるとともに、民間投資を最大限に引き出すため、予算の作り方を根本から改め、「強い経済」と「財政の持続可能性」を両立させ、その中で令和9年度を「責任ある積極財政元年」と位置付けるとしている。

この「強い経済」の実現に向けては、17の戦略分野における官民投資の促進を始めとする「日本成長戦略の推進」や、新技術立国・スタートアップ支援を含む「成長基盤の強化」を展開する。また、地域未来戦略や持続的な賃上げ環境の整備による「強い地域経済の構築」を進めるとともに、労働市場改革と連動した「人材力の強化・人材総活躍」といった多角的な取り組みを推進し、2040年度に250兆円の国内投資を実現することを新たな官民目標と位置づけ、戦略的かつ分野横断的な取組を進めていくこととしている。

一方、財政運営においては、従来のプライマリーバランス黒字化目標から「国・地方の総債務残高対GDP比の安定的低下」へ中核指標を移行したことにより、単年度主義の弊害を是正するとともに、複数年度にわたる「中長期経済財政計画」を策定することで、民間投資の拡大による供給力の強化を、経済規模の拡大、税収基盤の強化につなげ、強い経済と財政の持続可能性を一体的に実現させるとしている。

また、総務省が8月に公表した「令和9年度の地方財政の課題」においては、骨太方針2026を踏まえ、地方団体が、地域AX（AIトランスフォーメーション）など地域未来戦略の推進や、官公需の価格転嫁、地域を支える人材育成、防災・減災対策の推進、地域医療提供体制の確保、インフラマネジメントの確保など、強い地域経済の実現や持続可能な地域社会の実現等に取り組むことができるよう、安定的な税財政基盤を確保することとしており、一般財源の総額について、令和8年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保すると

している。

2 本市財政の現状と課題

(1) 本市財政の現状

本市における財政の現状を令和7年度一般会計決算で見ると、決算規模は、引き続き、物価高への対応などから、過去2番目に大きな約1,873億円となった。歳入から歳出を差し引いた形式収支は、約43億7千2百万円で、そのうち、翌年度への繰越財源を除いた実質収支は、約30億2千6百万円であった。

プライマリーバランス及び単年度収支については、8年連続の黒字となり、財政調整基金など財源対策基金の現在高も決算剰余金を積み立てたことなどにより、約13億円の増加となった一方、臨時財政対策債を除く市債残高が、2年ぶりの増加となったほか、今後も大型建設事業や老朽化施設の更新が控えているなど、本市の財政状況については、依然として厳しい状況である。

(2) 本市財政運営の課題

令和5年4月26日に厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口（令和5年推計）」では、「総人口は、50年後に現在の7割に減少し、65歳以上人口はおよそ4割を占める」と推計された。本市においても人口減少が加速しており、令和7年国勢調査では、総人口が40万6,893人となり、前回調査から1万人を超える減少を記録するなど、人口減少社会がいっそう深刻化している状況である。

すでに「団塊の世代」の全てが後期高齢者に達するなど、少子・超高齢化社会の急速な進行は、本市においても例外ではなく、近年においては、大幅に増加する若年層の転出が、労働力人口の減少や消費市場の縮小にとどまらず、深刻な人手不足による地域経済の縮小を引き起こし、更なる人口減少を招くという負の循環に陥ることが懸念されている。

また、本市では、引き続き物価高などによる厳しい状況から、市民生活や地域経済を守るために、定額減税終了後も、引き続き、減税しきれない方への不足額給付の実施をはじめ、補正予算において、物価高対応子育て応援手当の支給、また、本市独自の取組として、小中学校の学校給食費における食材費の物価高騰分の支援及び第3学期の給食費無償化を実施するとともに、中小企業等への物価高騰支援事業を実施するなど、迅速かつ最大限の対応を講じてきたと

ころである。

今後、本格的な人口減少、少子・超高齢化の進展への対策に加え、厳しい社会情勢が続く中においても、複雑化・高度化する新たな課題に柔軟に対応しながら、将来にわたり活力ある、持続可能なまちづくりに積極的に取り組まなければならない。

そのためには、本市のまちづくり及び市政運営の基本方針となる「第7次高松市総合計画」及び同計画の実施計画である「第2期高松まちづくりプラン」に基づき、本市の目指すべき都市像である「人がつどい 未来に躍動する 世界都市・高松」の実現に向けた行政課題に、重点的に取り組んでいく必要がある。

さらには、物価高への対応に加え、子ども・子育て支援施策の充実、医療・介護などの社会保障給付、金利上昇を背景とする市債償還金、老朽化施設の更新や修繕経費の増加に加え、中東情勢緊迫化に伴う影響など、財政負担の増加は避けられない状況にある。

このため、今後の財政運営に当たっては、物価高や国の地方財政対策等の動向、税収の状況等を十分に見極めるとともに、国の交付金を、積極的に活用するなど、あらゆる財源の確保を図りながら、市債発行額の抑制やプライマリーバランスも考慮した施策・事業の重点的かつ効果的な実施に徹するとともに、スクラップ・アンド・ビルドや事業の廃止などによる大幅な事務事業の見直しを図るほか、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進などによるコスト削減や事業の効率化を図り、行政改革を行う必要がある。

また、将来を見据えた財政調整基金の適正規模の確保や、特定財源の効果的な活用のほか、クラウドファンディングや企業版ふるさと納税など、自主財源を積極的に確保するとともに、課税自主権の活用の検討を行うことにより、物価高や官公需における適切な価格転嫁を始め、新たな課題や施策の展開に的確かつ弾力的に対応できる財政構造を確立することが極めて重要となっている。

3 中期財政収支見通し

物価高の影響など、先行きは不透明であり、また、地方財政対策を始め、将来予測は非常に困難であるが、安定した健全財政を運営していくためには、将来を見据えた財政収支見通しを踏まえる必要がある。

そこで、今後の本市財政の全体的な概観を示すため、令和9年度から12年度までの中期財政収支見通し **別紙①参照** を一般財源ベースで試算したところ、

4年間の財源不足額は、約455億円が見込まれている。

その要因としては、歳入では、市税収入は、堅調に推移するものの、歳出では、物価高や官公需における適切な価格転嫁への対応を始め、子ども・子育て支援施策の充実や、医療・介護などの社会保障給付のほか、大型建設事業や老朽化施設の更新、金利上昇を背景とする市債償還金などが見込まれていることによる。

このため、歳出全般を大幅に抑制しなければならない、極めて厳しい状況であることから、より積極的に自主財源の確保を図りながら、今後は、この指針で示す方策を具体的に実践し、本市の総力を挙げて、更なる財源不足の解消に取り組むことが強く求められる。

4 財政運営指針の策定

この財政運営指針は、中期財政収支見通しを踏まえ、一段と厳しさを増す行財政環境に迅速かつ適切に対応するため、財政の健全化に重点的・戦略的に取り組むことを念頭に、財政運営の健全性を確保する上での具体的方策を明らかにしたものである。

今後とも、各年度の状況の変化に応じた所要の修正を加えながら、予算編成を始めとする財政運営の基本とするものである。

5 基本方針

累次の財政運営指針においては、財政の厳しい状況を回避するため、「**将来にわたり持続可能な健全財政を目指して**」をキーワードに、限られた財源の重点的・効率的な配分に努めてきたところである。

今後においても、将来世代に過重な負担を転嫁せず、時代の潮流を的確に捉え、あらゆる行政課題に即応できる安定的で、自主的・自立的な行財政基盤を確立することが肝要であることから、これまでの基本的な考えを踏襲し、次の5項目を基本方針とする。

(1) 財源の積極的な確保

自主財源の確保を図るため、市税等の徴収率の更なる向上に努めるとともに、市税・税外収入の未収入金の縮減、市有未利用地の売却のほか、広告料収入やネーミングライツ、クラウドファンディング、企業版ふるさと納税など、全庁的に、あらゆる財源の積極的な確保に努める。

使用料及び手数料等については、受益者負担の原則に立ち、積極的な見直し

を行うほか、中期的観点からは、税源の涵養を重視するとともに、新たな財源の確保に努める。

また、国・県等の補助制度の活用を徹底し、財源の確保に努める。

(2) 行財政改革の推進

健全で持続可能な財政運営を目指す姿の一つに設定している行財政改革計画に基づき、業務の在り方を見直し、徹底して無駄を省くとともに、行財政全般の改革に取り組み、将来にわたり持続可能な健全財政の運営に努める。

(3) 施策事業の厳しい選択と集中

第2期高松まちづくりプランにおける重点取組対象事業を始めとする各種施策事業の選択に当たっては、行政評価の結果や外部評価の考え方を取り入れ、施策事業の必要性・効果、民との役割分担などについて十分検討するほか、将来の財政負担についても留意しつつ、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努める。

(4) 長期的な視点に立った健全な財政構造の確立

人口減少、少子・超高齢化の進展に伴う人口構造の変化等により、世代間の費用負担の不均衡が懸念されることから、市債残高が過度に累積しない財政構造を確立することは、我々の責務である。プライマリーバランスや実質公債費比率の抑制に留意し、市債の発行抑制に努める。

また、中期財政収支見通しを踏まえ、今後増大が見込まれる経費負担に備える財源対策として、減債基金や施設整備基金等に対する積増しに努める。

(5) 財政情報の積極的な開示等

厳しい財政状況下において財政の健全化を推進していくためには、市民の理解と協力を得ることが重要である。今後とも本市の財政状況等を積極的に開示し、「財政の見える化」を進め、市民から託された税金の使途について、説明責任の全うに努める。

6 重点的に実施すべき具体的方策

5つの基本方針に沿い、次の12項目を重点的に実施すべき具体的方策として設定し、積極的に取り組むものとする。

(1) 安定的な自主財源の確保

令和2年1月に提出された、高松市自主財源検討委員会の最終取りまとめにおいて、「財源不足の解消には、歳出改革の取組を前提としつつも、歳出改革の

取組のみでは困難であり、歳入について、市税以外の財源確保策を着実に実行し、収納率の更なる向上に取り組み、その上で、普通税であり安定的な財源である固定資産税の超過課税の実施が必要である。」と示されたところである。

超過課税の実施については、物価高の状況が、市民及び地域経済に与える影響などを十分に見極めるとともに、持続可能な行政サービスの提供の観点を踏まえ、実施の可否と時期、内容を検討していくものとする。

(2) 市税等の収納対策の効果的推進

歳入の根幹を成す市税については、収納率の向上が急務であり、抜本的な収納対策の実施が極めて重要となっている。

また、国民健康保険料、介護保険料、住宅使用料など税外収入金についても、受益者負担の適正化を図る観点から、収納対策の更なる強化が必要である。

このため、「第4次高松市債権の適正管理方針」に基づき、組織横断的に相互連携を強化する中で、一層の効果的な滞納整理や、納付手段の拡充に加え、債権管理・回収の外部委託の積極的な活用に取り組むものとする。また、中期的観点からは、企業誘致等の産業振興策や移住・定住促進施策を推進することなどにより、税源涵養を図るなど、新たな財源確保に努める。

(3) 使用料等の受益者負担の適正化等

市が提供する行政サービスについては、住民負担の公平性確保の観点や受益者負担の原則に立ち、適正な負担額を設定する必要がある、長期的な視点に立った受益者負担の適正化を、より一層進める必要がある。

今後においても、「高松市受益者負担見直し基準（令和4年6月改定）」等に基づき使用料の適正化を図るとともに、積極的にネーミングライツ等を導入するなど、広告料収入の確保に努める。

また、廃止施設等の未利用財産の処分を推進するとともに、基金の一括運用やふるさと納税の推進、クラウドファンディングの活用など、他都市における歳入確保の取組状況も踏まえ、収入源の積極的な確保に努める。

(4) 定員及び給与の適正化

ノー残業デーや振替・代休制度の活用の徹底、働き方改革への積極的な取組、外部委託化などによる時間外勤務の縮減や、実態に応じた特殊勤務手当の見直しなど、計画的に総人件費の抑制に努める。

また、定員管理については、引き続き、定年延長による影響や課題を整理するとともに、「高松市職員の定員管理計画（改訂）」を着実に実行するものとし、

事務事業の見直しなどによる、業務の平準化、簡素化を図るほか、生成ＡＩを始めとするＩＣＴ等の先進技術を積極的に活用した各種事務事業の改革・改善を図るなど、適正な組織体制と人員配置に努める。

さらに、給与については、国の給与制度に準ずるとともに、市民の理解が得られる適正な給与水準とする。

(5) デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の積極的な推進

本市を取り巻く現状と課題を踏まえ、デジタル技術による市民の利便性向上を図るとともに、抜本的な業務効率化を推進するため、生成ＡＩ等の先進技術の積極的な活用や、全庁的な行政手続のデジタル化を始めとした、業務改革を行うことにより、デジタルトランスフォーメーションの積極的な推進を図る。

(6) 外部委託等の推進

「民間にできることは民間へ」の考えの下、「高松市公民の役割分担見直し及びアウトソーシング検討基準」を踏まえ、民間との役割分担、委託後の行政サービスの質・水準・費用対効果等に配意しながら、市民団体等との協働の推進や積極的に委託化の推進をするなど、民間活力を最大限活用する。

また、公の施設管理については、引き続き「高松市指定管理者制度運用基本指針」に基づき、導入の費用対効果を十分検証した上で、計画的な導入を進める。

さらに、施設の維持管理において、設備総合管理業務の一括委託などにより、維持管理経費の節減に努める。

(7) 補助金等の見直し

各種補助金等については、「高松市補助金等交付システム見直し基準」及び「高松市補助金等の見直し方針」に基づき、全ての補助金等を対象に、その必要性や成果等について、成果目標（Plan）→効率的執行（Do）→厳格な評価（Check）→予算への反映（Action）（以下「ＰＤＣＡサイクル」という。）に基づく点検を行い、終期の設定、縮小、廃止、統合などを検討するほか、外部評価の結果を踏まえた見直しを実施するなど、より一層の適正化に努める。

(8) 事務事業の見直し及び経費節減

本市を取り巻く厳しい財政状況を解消するためには、スクラップ・アンド・ビルドの徹底に加え、事業の廃止や見直しを進めるなど、歳出抑制に積極的に取り組み、経費節減を、より一層進める必要がある。

また、新規・拡充事業については、後年度負担、実効性等について十分検討

し、実施の必要性を判断した上で、実施する場合においても実施期間や見直し時期を設定するとともに、これに伴う財源は、既存事業の廃止・縮小により捻出することはもとより、クラウドファンディングや企業版ふるさと納税等を活用するなど、新たな財源の獲得に努める。

既存の事務事業については、行政評価の結果を踏まえた上で、事業の継続について、再度、検討するとともに、市民の目線に立ち、行政と民間、国・県と市の役割分担の明確化、受益と負担の公平性、同種の事務事業の統合化などの観点のほか、個々の事務処理手続などについても、生成ＡＩの活用やデジタル化を推進し、積極的に見直しを行い、簡素・効率化等を促進し、経費節減や事務量削減に努める。

特に、経常経費については、財政の弾力性を確保するため、今後とも、費用対効果の検証、コスト意識の更なる徹底など、ＰＤＣＡサイクルによる不断の見直しを行うとともに、一般財源の枠配分制度を効果的に活用することにより、更なる経費節減に努める。

また、外郭団体・財政援助団体に対しても、市と同様に経営の改革・改善を適時適切に指導し、自主・自立の運営を促進するなど、「高松市外郭団体の運営等指導基準」に基づき、一層の経費削減と事務事業の整理・合理化を図る。

なお、入札等における競争性の確保の徹底を図ることにより、「市内企業優先」に留意しつつ、公平性や透明性を維持して、適格者が競争できる環境を確保し、更なる経費節減にも努める。

(9) 財政基盤に配慮した施策事業の選択と集中

一般財源の大幅な増加が見込めない財政環境にあって、増大する行政需要に弾力的かつ的確に対応し、自主的・主体的なまちづくりを進めていくためには、自主財源の確保を図る一方で、施策事業の厳しい選択を行う必要がある。

このことを踏まえ、第２期高松まちづくりプランにおける重点取組対象事業を始めとする各施策事業の選択に当たっては、まず、財源状況を明らかにする中で、緊急性・先導性・重要性などのほか、将来の財政負担や国・県の重点分野などとの整合性を考慮するとともに、成果指標等、客観的な基準を用いた優先順位付けによる厳しい選択と集中を行い、限られた財源の効率的配分に努める。

(10) 長期的な視点に立った公共施設等の計画的改修等

老朽化した学校・庁舎など大規模施設や道路・橋りょう、下水道、河川、港

湾などのインフラ施設については、改築・改修による財政への影響を平準化するため、計画的修繕を実施する必要がある。

このため、「高松市公共施設等総合管理計画」に基づき、インフラ施設と公共施設を一体とした、総合的なマネジメントの推進を図り、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化とともに、最適配置に努める。

また、「高松市ファシリティマネジメント推進基本方針」に基づき策定した「高松市公共施設再編整備計画」において、公共施設の総量や配置の最適化のほか、P P P / P F I 手法を積極的に推進し、維持管理経費の縮減など、公共施設に係る経費の削減に努める。

(1) 後年度負担を考慮した市債発行と債務負担行為設定の適正化等

健全財政確保のためには、プライマリーバランスに留意し、市債残高を抑制する必要がある。

このことから、大規模事業については、各年度の事業費総額や市債発行額について、本市の財政状況を勘案し、適宜調整を行うほか、債務負担行為の適切な設定により、各年度における事業費の平準化を図る。

また、後年度に地方交付税措置のある起債を活用するとともに、市債発行に替えて、施設整備基金を充当するなど、その残高の抑制に取り組む。

(2) 市民に分かりやすい財政情報の公開と説明責任の全う

厳しい財政状況の中、行財政運営を円滑に進めていくためには、市民の理解と協力が何より必要である。

このことから、市民に対し、決算に関する各種データや指標を分かりやすく提供するほか、予算編成方針における本市の重点取組対象項目の明示や編成過程を本市ホームページで公開するなど、財政に関する情報を適時適切に開示する。

また、市民の税金の使途となる全ての事務事業について、法令遵守を徹底し、公務員倫理も含め、あらゆる場面で説明責任が果たせるよう、適切な予算の編成及び執行に努める。

7 財政健全化の取組と統一的な基準による財務書類等の整備・活用

平成20年4月に施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、全地方公共団体に、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの健全化判断比率の整備・公表が義務付けられた。

本市においても、１９年度決算から各比率の算定結果を公表しているところであるが、これまでは、いずれも政令に定められた早期健全化基準内である。

別紙②参照

このうち、実質公債費比率は、行財政改革計画において、健全財政の指標として位置付けており、今後においても、増大する行政需要に対応しつつ、行財政改革計画に掲げる各数値目標の達成に向け、更なる改善・努力が必要である。

また、本市では、２８年度決算から統一的な基準による財務書類や、固定資産台帳を整備したところであり、今後においては、市民から理解と支持を得られる健全な行財政運営を確立するため、これらの財務諸表の整備・公表にとどまらず、他の自治体との比較等の方法により、結果を分析し、将来の本市行財政運営全般に活用するよう工夫し、市民への積極的な情報開示と説明責任の全うを実践していかなければならない。

中期財政収支見通し（一般会計の一般財源ベースで試算）

別 紙 ①

歳入

（単位：百万円）

区分		令和 8 年度	令和 9 年度		令和 1 0 年度		令和 1 1 年度		令和 1 2 年度	
		金額	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率
一般財源	市 税	70,025	70,768	101.1%	71,221	100.6%	71,676	100.6%	71,400	99.6%
	地方譲与税・交付金	18,323	18,231	99.5%	18,231	100.0%	18,227	100.0%	18,227	100.0%
	地 方 交 付 税	21,850	23,420	107.2%	22,950	98.0%	22,017	95.9%	21,595	98.1%
	そ の 他	2,428	2,239	92.2%	2,337	104.4%	2,336	100.0%	2,334	99.9%
	合 計 A	112,626	114,658	101.8%	114,739	100.1%	114,256	99.6%	113,556	99.4%

歳出

（単位：百万円）

区分			令和 8 年度	令和 9 年度		令和 1 0 年度		令和 1 1 年度		令和 1 2 年度	
			金額	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率
一般財源 充 当	義 務 的 経 費		67,052	69,165	103.2%	70,031	101.3%	68,943	98.4%	71,239	103.3%
	内 訳	人件費	33,584	34,644	103.2%	35,283	101.8%	34,506	97.8%	35,641	103.3%
		扶助費	16,452	17,040	103.6%	17,496	102.7%	17,978	102.8%	18,574	103.3%
		公債費	17,016	17,481	102.7%	17,252	98.7%	16,459	95.4%	17,024	103.4%
	投 資 的 経 費		3,741	5,005	133.8%	4,647	92.8%	5,850	125.9%	5,449	93.1%
	そ の 他 の 経 費		47,864	51,389	107.4%	51,887	101.0%	52,622	101.4%	52,578	99.9%
	合 計 B		118,657	125,559	105.8%	126,565	100.8%	127,415	100.7%	129,266	101.5%

充 当 予 定 基 金 等 C ※	2,131	1,390		1,776		1,380		1,548	
所 要 一 般 財 源 D (B - C)	116,526	124,169		124,789		126,035		127,718	

財源不足 E (A - D)	△ 3,900	△ 9,511		△ 10,050		△ 11,779		△ 14,162	
------------------	---------	---------	--	----------	--	----------	--	----------	--

（令和 8 年度は当初予算額、9 年度以降は推計）

● 9 ～ 1 2 年度累計額 △ 45,502

※ C の充 当 予 定 基 金 等 と は、施 設 整 備 基 金、地 域 振 興 基 金、退 職 手 当 基 金 を 想 定

※ 収 支 見 通 し に は、財 政 調 整 基 金 か ら の 充 当 及 び 繰 越 金 は 含 ま ない

令和7年度 高松市の健全化判断比率等の状況

1 健全化判断比率(財政の早期健全化・再生に関する指標)

	内 容	R6決算	R7決算	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率	—	—	11.25%	20.00%

一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じておらず、実質赤字比率は該当なし。

(算出式)

一般会計等の実質赤字額

標準財政規模

	内 容	R6決算	R7決算	早期健全化基準	財政再生基準
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字額(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率	—	—	16.25%	30.00%

一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足はいずれも生じておらず、連結実質赤字比率は該当なし。

(算出式)

連結実質赤字額

標準財政規模

	内 容	R6決算	R7決算	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 公 債 費 比 率	一般会計等が負担する市債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率(3ヵ年の平均値)	7.0%	7.2%	25.0%	35.0%

元利償還金などに係る基準財政需要額算入額の減などにより、前年度に比べ0.2ポイント上昇した。

(算出式)

地方債の元利償還金等
204億円(215億円)

—

特定財源・元利償還金等に係る基準財政需要額算入額
135億円(139億円)

標準財政規模
1,047億円(1,019億円)

—

元利償還金等に係る基準財政需要額算入額
134億円(138億円)

地方債の元利償還金等 204億円(215億円)	{	元利償還金	170億円(184億円)
		準元利償還金	33億円(31億円)

※実質公債費比率は、直近3ヵ年平均で算出されるため、上記算出式と数値が合わない。()は、前年度(R6)の数値

	内 容	R6決算	R7決算	早期健全化基準	財政再生基準
将 来 負 担 比 率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	68.2%	69.2%	350%	

地方債の残高が約58億円減少したものの、公債費の減による算入予定割合の減少により基準財政需要額算入見込額が約78億円減少したことなどから、前年度に比べ1.0ポイント上昇した。

(算出式)	将来負担額 2,315億円(2,352億円)	—	地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 充当可能基金額・特定財源見込額 1,683億円(1,751億円)
	標準財政規模 1,047億円(1,019億円)	—	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額 134億円(138億円)

将来負担額 2,315億円(2,352億円)	地方債の現在高 1,636億円(1,694億円) 公営企業債等繰入見込額等 420億円(435億円) 退職手当負担見込額 251億円(215億円) その他 8億円(8億円)
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 充当可能基金額・特定財源見込額 1,683億円(1,751億円)	基準財政需要額算入見込額 1,415億円(1,493億円) 充当可能基金 257億円(247億円) 充当可能特定歳入 11億円(11億円)

()は、前年度(R6)の数値

2 資金不足比率(公営企業の経営健全化に関する指標)

会計名	R6決算	R7決算	経営健全化基準
食肉センター事業特別会計	—	—	20%
卸売市場事業特別会計	—	—	
病院事業会計	—	—	
下水道事業会計	—	—	

いずれの公営企業会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率は該当なし。